



被災学生に経済支援を実施 —九州大学災害特別奨学給付金制度を創設—

概要

このたびの東日本大震災により、地震・津波等で被災した学生に対して、経済的な理由により勉学の機会を失うことがないよう、学生緊急経済支援策として、九州大学災害特別奨学給付金制度を創設しました。

背景

このたびの東日本大震災により、地震・津波等で被災した学生に対して、経済的な理由により勉学の機会を失うことがないよう、学生緊急経済支援策として、九州大学災害特別奨学給付金制度を創設するものです。

九州大学ではこれまでも、風水害等の災害を受けた学生、学資負担者が死亡した学生及び経済的困難かつ学業優秀と認められる学生に対して、入学料免除・徴収猶予及び授業料免除制度を実施してきました。しかしながら、このたびの震災の甚大な被害を考慮して、地震・津波等で被災した学生に対して、経済的な理由により勉学の機会を失うことがないよう、入学料免除・徴収猶予及び授業料免除に加えて学生緊急経済支援策を実施することを決定したものです。

内容

1. 対象者

東日本大震災に係る災害救助法適用地域に、主たる家計支持者が在住する学部学生及び大学院学生のうちで、経済的困難を抱えている学生を対象とします。

2. 給付金額・給付人数等

平成 23 年度中に複数回募集を行い、上記対象者と見込まれる学生からの申請に基づき、経済的困窮度が高い学生から、災害特別奨学給付金として一人当たり 50 万円を支給します。人数は 100 名程度を予定しています。

3. 予算

災害特別奨学給付金として、平成 23 年度に大学運営経費から総額 5 千万円を措置します。

効果

東日本大震災により、深刻な経済状況にあつて、大学独自の学生経済支援策を講ずることは、国立大学法人としての立場から、また震災に対し全力で支援する立場からも意義があり、震災により経済的な困難を抱えながらも積極的に勉学を続けている学生にとっては、災害特別奨学給付金の受給は学生生活面において有効であると考えています。

今後の展開

平成 24 年度以降については、地震・津波等で被災した学生の動向等を考慮のうえ、必要に応じた施策の実施を検討します。

【お問い合わせ】

九州大学学務部学生生活課長

電話：092-642-2247

FAX：092-642-2252

Mail：gagkacho@jimu.kyushu-u.ac.jp